

学校法人相愛学園 焼津豊田幼稚園園則

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この幼稚園は、焼津豊田幼稚園という。

(位置)

第2条 焼津豊田幼稚園は、静岡県焼津市小土1059-1番地におく。

(目的)

第3条 焼津豊田幼稚園は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

(保育年限及び入園資格等)

第4条 保育年限、定員、学級数及び入園資格は次のとおりとする。

年児別	保育年数	定員	学級数	入園資格
満3歳児	入園日から小学校入学直前の3月31日までの年月数	3歳児を含む	3歳児を含む	年度の中途において満3歳に達した幼児
3歳児	3年	100	5	満3歳から満4歳未満の幼児
4歳児	2年	120	4	満4歳から満5歳未満の幼児
5歳児	1年	90	3	満5歳から小学校入学の始期に達するまでの幼児
計		310	12	

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学期は、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで。

第2学期 9月1日から12月31日まで。

第3学期 1月1日から3月31日まで。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。ただし園長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

(1)日曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和23、法律第178号)に規定する日。

(3)夏季7月21日から8月31日まで。(4)冬季12月21日から1月9日まで。

(5)学年末 3月21日から4月7日まで。

(6)焼津市立の小中学校休業日に準じて園長が指定する日

第 3 章 教育課程及び保育時間

(教育課程)

第8条 教育課程は、学校教育法施行規則ならびに幼稚園教育要領の基準によって園長が定める。

(保育時間)

第9条 保育時間は午前9時30分より午後2時迄とする。ただし、季節により変更することがある。

2 本園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、教育時間終了後に保育を希望する場合には、預かり保育を実施することとする。

第 4 章 章 教育課程修了の認定

(認定の基準)

第 10 条 教育課程の修了は、園長が認定する。

(証書の授与)

第 11 条 園長は所定の教育を修了したと認めた者には、修了証書を与える。

第 5 章 入園、退園、転園及び休園

(入園)

第 12 条 入園については、幼稚園所定の手続きを経なければならない。

(退園及び転園)

第 13 条 退園及び転園しようとするときは、その理由を付して、保護者から園長に願い出なければならない。

(休園)

第 14 条 園長は、病気その他やむを得ない理由により、引続き1ヶ月以上欠席し、なお2ヶ月以上欠席を要すると認められる者が休園を願い出た場合は、1ヶ年以内を限り、休園を許可することができる。(この場合、休園届を提出しなければならない。)

2 園長は、教育上必要と認めたときは、1ヶ年以内を限り、休園を命ずることができる。

第 6 章 教職員組織

第 15 条 教職員組織は、次のとおりとする。

- | | | | | | | | |
|--------|-----|---------|----|---------|------|----------|------|
| (1)園長 | 1人 | (4)講師 | 1人 | (7)用務員 | 2人 | (10)園薬剤師 | (1)人 |
| (2)教諭 | 17人 | (5)養護 | 1人 | (8)園医 | (1)人 | | |
| (3)助教諭 | 0人 | (6)事務職員 | 2人 | (9)園歯科医 | (1)人 | | |

第 7 章 毎月納付金及び入園受入準備金

第 16 条 毎月納付金は、次のとおりとする。

1. 保育料 園児が居住する市町が定める額
2. 利用者負担額 施設整備費 2,120 円
3. 追加徴収 本園は焼津市特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 第 13 条 4 項の規定により、必要な実費を徴収する。
4. 利用者負担額及び追加徴収の詳細は運営規程に定める。

2 毎月納付金は、毎月 15 日までの幼稚園の指定する日に納付しなければならない。

3 満3歳児の受け入れについて、希望者数他の関係で満3歳児クラスを設置せず、3歳児クラスに編入して保育を行う場合の保育料は3歳児と同額とする。

(入園受入準備金)

第 17 条 入園を許可された者は、入園受入準備金 30,000 円を納付しなければならない。

(保育料の減免)

第 18 条 休園が決定した者については、その該当する月より保育料の半額を減免する。
(ただし休園届提出者に限る。)

2 月の途中において入園した者については、日割り計算によりその月の保育料を減免する。

(返還)

第 19 条 すでに納付した毎月納付金及び入園受入準備金は、原則として返還しない。

第 8 章 雑 則

第 20 条 この園則の実施に関し必要な事項は、園長が別に運営規程等に定める。

附 則

令和 3年4月1日 一部改正

学校法人相愛学園 焼津豊田幼稚園 運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 本園における目的は、焼津豊田幼稚園園則(以下、「園則」という。)第3条のとおりとする。

2 本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び焼津市特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年焼津市条例第17号)その他の関係法令を遵守して運営する。

(名称及び所在地)

第2条 本園の名称は園則第1条のとおりとし、所在地は園則第2条のとおりとする。

(提供する教育の内容)

第3条 本園における教育の内容は、園則第8条のとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本園に置く職員の職種、及び職務の内容は、以下のとおりとする。

(1)園長 1名

園長は、園の業務を統括し、渉外及び教育、保育業務の管理並びに人事及び事務管理を行う。

(2)副園長 1名

副園長は、園長を補佐し、園務全般が円滑に運営されるよう、教育、保育業務管理及び事務管理を行うとともに、地域の保護者等に対する子育て支援を行う。

(3)指導教諭(学年主任) 3名以上

指導教諭は、教育保育内容について教諭の指導にあたり、園内教育保育の円滑な推進にあたる。

(4)教諭 11名以上(常勤9名以上、非常勤2名以上)

教諭は、教育保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5)養護教諭(※兼務) 1名

養護教諭は、保健・安全管理に従事し、園児の保険衛生、健康管理に関する業務を行う。

(6)保育助手 1名以上

保育助手は、教育保育に従事し、教諭の業務を補佐し、保育の円滑な運営に寄与する業務を行う。

(7)事務職員 1名以上

事務職員は、園長を補佐し、事務一般についての業務を行う。

(8)用務員 1名

用務員は主として通園バス添乗業務に従事し、バスの安全運航と園児の安全確保に関する業務を行う。

(9)園医他

園医1名、園歯科医1名、園薬剤師1名をおく。

(学年及び学期)

第5条 本園の学年及び学期は、園則第5条及び6条のとおりとする。

(開園時間)

第6条 本園の開園時間は、午前8時から午後6時までとする。

(教育を行う日及び行わない日)

第7条 本園において、教育を行う日は、月曜日から金曜日までとする。

2 本園の休業日は、園則第7条に定めるとおりとする。

(教育を行う時間)

第8条 本園において、教育を行う時間は、園則第9条に定めるとおりとする。

2 前項に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、教育時間終了後から午後6時までの範囲内で、一時預かり(預かり保育)を行うものとする。

(利用者負担その他の費用等)

第9条 本園においては、焼津市特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第1項の規定により、保護者から園児の居住する市町村が定める額の保育料の支払を受けるものとする。

2 本園においては、焼津市特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、本園の教育の質の向上を図るため、次の表に掲げる費用について、同表に定める額の支払を保護者から受けるものとし、その目的、支払を受ける時期は同表のとおりとする。

費用	金額	目的	支払を受ける時期
施設整備費	2120円 (月額)	教育施設設備の維持・向上	毎月7日 口座振替
入園受入準備金	30000円 (入園時)	入園に向けての諸環境整備	入園時

3 本園においては、前2項に掲げるもののほか、次の表に掲げる費用について、同表に定める額の支払を利用保護者から受け取るものとする。

区分	金額
一時預かり(幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> ・1時間 200円 ・通常保育終了後 700円 ・長期休業中・振替休日 1300円(午前600円・午後700円) ・年間契約 月額 7500円 ・8月のみ 10000円 ・クラブ終了後 300円 ・短縮日程終了後 850円 ・1ヶ月契約 月額 8500円

4 本園においては、焼津市特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、次のとおり実費を徴収する。

区分	金額	支払を受ける時期
給食費	1食 430円	毎月7日 口座振替
通園バス費用 (利用者のみ)	月額 3000円 (片道利用 1500円)	毎月7日 口座振替
学年用品代	満3歳児 10000円 3歳児 12000円 4歳児 2700円 5歳児 3000円	年度始め (満3歳児は入園時)
制服・体操着代・ カバン等の用品代	一式 約20000円	入園時

区 分	金 額	支払を受ける時期
遠足・行事参加代	遠足の行先に応じて定める額	都 度
絵本代	満3歳児 450円 3歳児 450円 4歳児 500円 5歳児 550円	毎月7日 口座振替

2 上表以外の実費徴収については各年度初めに一覧表を配布するとともに、園事務室内に掲示する。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第10条 本園の利用定員は、1号認定子ども270人とする。

(利用の開始)

第11条 本園の利用開始に当たり、1号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込むものとする。その際、保護者は幼稚園の教育方針を理解し、その教育保育活動に協力する態勢を整えて、幼稚園所定の手続きを経なければならない。

2 事業者は当分の間、市による利用調整結果に基づき市が行うあっせん及び要請に対し協力するものとする。

3 特別な支援が必要な子どもについては、施設や受け入れ体制などを考慮し、優先的に利用できるように努めるものとする。

4 事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まないものとする。

5 利用の申込みのあった1号認定子どもと現に本園を利用している1号認定子どもの総数が1号認定の子どもの利用定員の総数を超える場合については、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

(1) 兄弟姉妹が在園している家庭は、優先して入園させる。

(2) 卒園児の家庭は、前号に続いて入園させる。

(3) その他の者は先着順により入園させる。

(転園、退園又は休園)

第12条 転園、退園又は休園しようとする子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

(利用の終了)

第13条 本園は、次に掲げる場合に、教育の提供を終了するものとする。

(1) 1号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき

(2) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

2 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(緊急時における対応方法)

第14条 本園の教職員は、教育保育の提供を行っているときに園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者又は囑託医に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 教育保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに園児保護者及び焼津市、静岡県に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するものとする。

4 園児に対する教育保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 本園は、非常災害に備えて、園児の安全を確保するための具体的な計画等を作成することとする。

2 本園は、前項の計画等に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について教職員に周知するとともに、園児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 本園は、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、消防防災規程に定める避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第16条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、教職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等への対応)

第17条 本園は、利用者からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情対策担当者を置き、苦情等に対して適切な措置を講じる。

2 苦情等を受けた際には、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申し出者との話し合いによる解決に努める。また、その結果を受けて必要な改善を行う。

3 苦情等の内容及び対応、改善策について記録する。

(秘密保持)

第18条 本園教職員は、職務上知り得た幼児及びその保護者、家庭の秘密を保持する。

2 子育て支援事業を利用する幼児やその保護者、家庭の秘密を保持する。

3 教職員の身分を解かれた後も引き続きこれらの情報を保持するものとする。

(保護者に対する支援)

第19条 本園は、障害等発達上の支援を必要とする幼児とその保護者に対して、十分な配慮のもとで保育や支援を行う。また、幼児や保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 本園は、保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、幼児の快適で健康な生活が維持できるように、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(教育保育の質の評価)

第20条 本園は、教育保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育保育の質の向上をめざす。

2 保育教諭等の自己評価及び幼稚園の自己評価については毎年度末までに実施し、その評価については結果を公表する。

3 学校関係者評価についても、その結果を公表する。

(雑 則)

第21条 この運営規程の実施に関し必要がある場合は、園長が別に細則を定める。

附 則

(実施期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年4月1日 一部変更

令和5年4月1日 一部変更

令和6年4月1日 一部変更